

組付取扱説明書及び部品表

Takakita

プレミススプレーヤ・アズールスプレーヤ用
テールランプアタッチ

P R E M I S - T L

適用機種

P R E M I S 6 0 0

P R E M I S 8 0 0

A Z U R 4 1 0

A Z U R 6 1 0

A Z U R 8 1 0



本製品を安全に、また正しくお使いいただくために
必ず本取扱説明書をお読みください。

お読みになった後も大切に保管してください。

本取扱説明書はお手持ちのスマートフォンや
タブレットから右記 QR コードを読み込んで

アクセスすることができます。



株式会社 タカキタ

はじめに

このたびは本製品をお買い上げいただき、ありがとうございました。

この組付要領書は、**プレミススプレーヤ・アズールスプレーヤ用テールランプアタッチ**の組付要領について記載しております。組付前には必ず、この組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

また、ご使用前にはプレミススプレーヤ・アズールスプレーヤ本体の取扱説明書を熟知するまでお読みの上、正しくお取扱いいただき最良の状態でご使用ください。

- お読みになったあとも、必ず製品に近接して保存してください。
- 製品を貸与または譲渡される場合は、本体の『取扱説明書及び部品表』とこの『組付要領書及び部品表』を製品に添付してお渡しください。
- この組付要領書及び部品表を紛失または損傷された場合は、速やかにお買い上げの販売店または当社にご注文ください。
- 本書は、**注意**として知っておくとお得な製品の性能や、製品自体の損傷防止に関する留意事項を書いてあります。
- なお、本製品については不断の研究成果を新しい技術として直ちに製品に取り入れておりますので、お手元の製品と本書の内容が一致しない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ご不明なことやお気付のことがございましたら、お買い上げの販売店または当社にご相談ください。

▲警告サイン



印付きの下記マークは安全上、特に重要な項目ですので、よく読んで必ずお守りください。

▲危険

その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負うことになるものを示します。

▲警告

その警告に従わなかった場合、死亡または重傷を負う危険性があるものを示します。

▲注意

その警告に従わなかった場合、ケガを負うおそれのあるものを示します。

目 次

⚠ 安全に作業するために	1
公道走行するときは	1
1. 必要な運転免許証について	1
2. 保安基準への適合性確認	1
3. 灯火器類・ステッカーの取付け	2
テールランプアタッチの組付け	8
配線図	11

⚠ 安全に作業するため

公道走行するときは

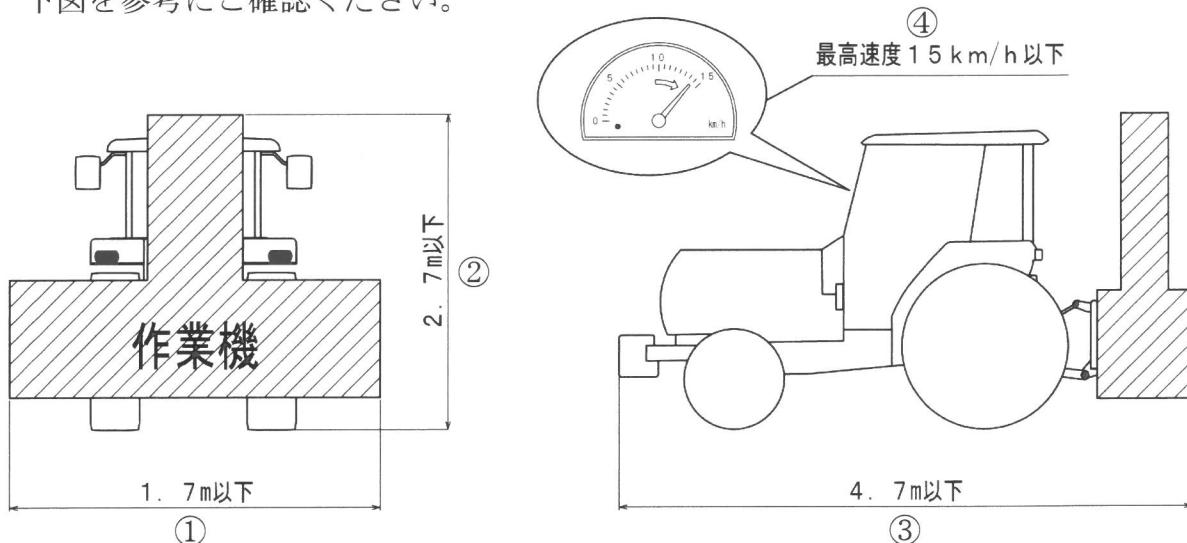
農耕用トラクタに関する道路運送車両法の運用が見直され、保安基準に緩和措置が設けられました。必要な対応をすることで、直装タイプの作業機で公道走行を行うことができます。公道走行をする際は、下記項目を確認した上で必要な対応を行い、法令遵守して走行してください。

(1) 必要な運転免許証について

トラクタ単体の場合、道路運送車両の技術基準（保安基準）の適合性を確保できる農耕トラクタであれば小型特殊免許/普通免許及び大型特殊免許（農耕用に限るも、含む）で運行可能ですが、トラクタに作業機を装着した際に①～④の数値をひとつでも上回る場合、大型特殊免許（農耕用に限る、も含む）が必要となります。

- | | |
|-----------|-------------------------------|
| ① 全幅 1.7m | ② 全高 2.0m (安全キャブや安全フレームは2.8m) |
| ③ 全長 4.7m | ④ 最高速度 15km/h 以下 |

下図を参考にご確認ください。



(2) 保安基準への適合性確認

自動車の種類と大きさにより、申請や検査登録が必要になります。

	農業用小型特殊自動車	農業用大型特殊自動車
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mをすべて超えない場合	公示一括緩和を適用した車両として申請や登録は必要ありません。	全国の運輸支局等で検査登録が必要です。
トラクタに作業機を装着した時の寸法が、全幅2.5m、全長12m、全高3.8mをいずれかを超える場合	<ul style="list-style-type: none">全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。	<ul style="list-style-type: none">検査登録が必要です。全長12m、全高3.8mのいずれかを超える場合は、地方運輸局長に個別緩和を申請する必要があります。道路管理者から特殊車両通行許可を得る必要があります。

⚠ 安全に作業するため

(3) 灯火器類・ステッカーの取付け

下記フローチャート①～④を全てそれぞれについてご確認いただき、必要に応じて公道走行を行うための追加装備を取付けてください。

①作業機最外側からトラクタの灯火器類までの距離

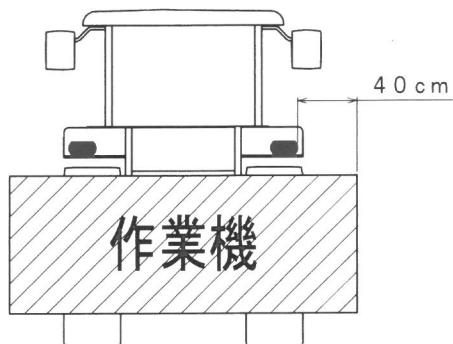
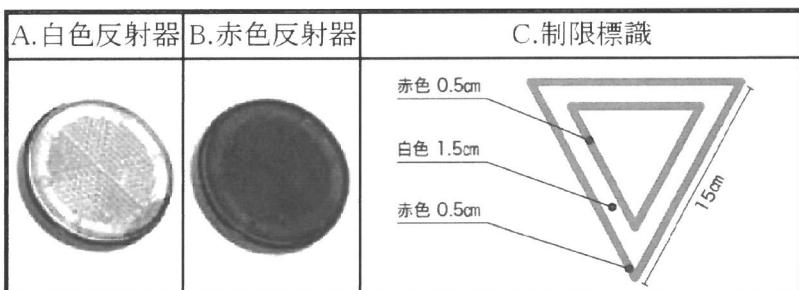
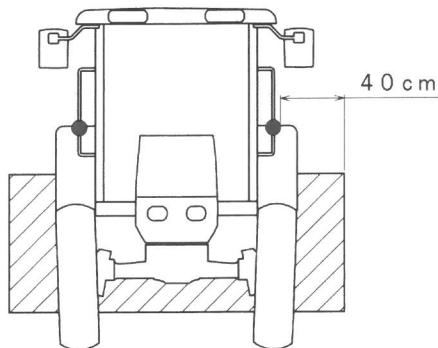
トラクタの後退灯以外の灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内にある。

YES

①での追加装備は必要ありません。

NO

前面:A.白色反射器
後面:B.赤色反射器
C.制限標識
を取付ける必要があります。

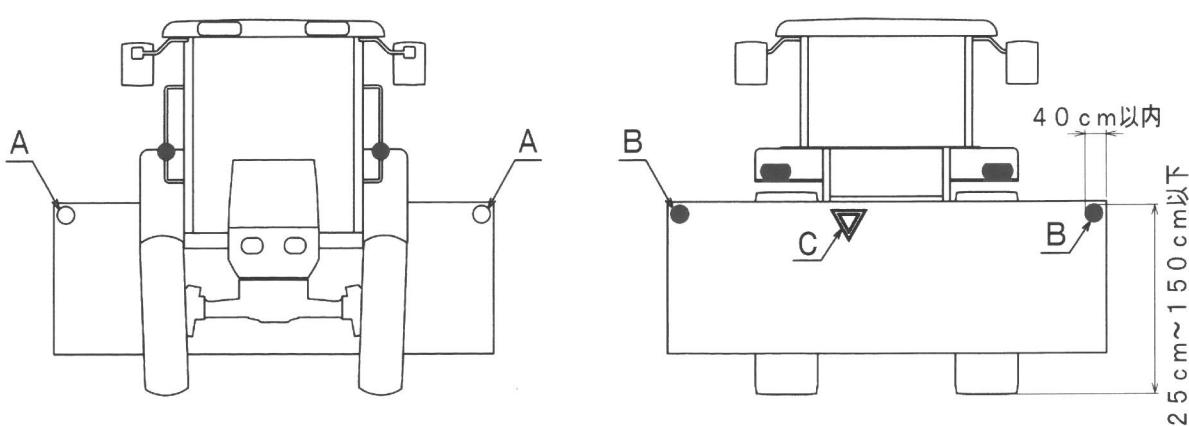


●装備の取付け位置

道路運送車両法の保安基準により、各種灯火器類取付け位置が定められています。

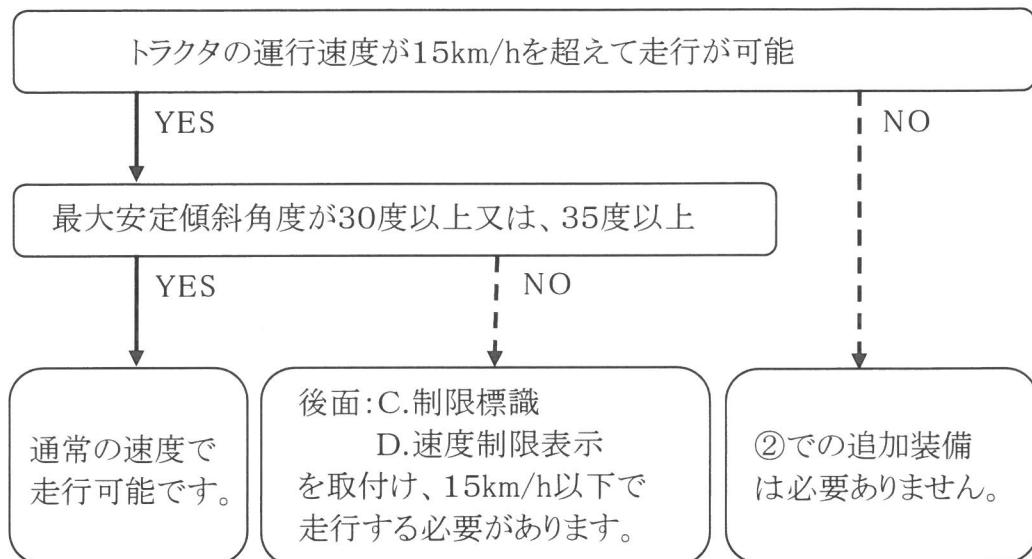
- ・Aは前面の両側に、可能な限り最外側に取付けてください。
- ・Bは後面の両側に、作業機の最外側から40cm以内、高さが地上25cm以上150cm以下の場所に可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・Cは後方から確認（視認）できる位置に取付けてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するため

②トラクタの運行速度



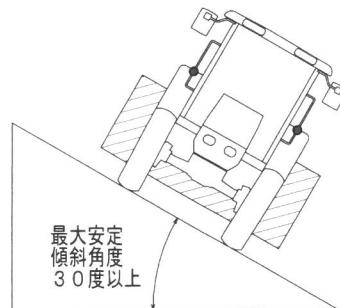
- 運行速度が15km/hに制限されないトラクタと作業機との組合せについては日農工のホームページ(<http://www.jfmma.or.jp>)をご覧ください。
- 最大安定傾斜角度が不明な場合は、運行速度15km/h以下で走行してください。

<安定性に関して>

作業機を装着した際に、最大安定傾斜角度が30度以上又は、35度以上（車両総重量が車両重量の1.2倍以上又は、積載により重心高さが上がるもの）であれば、通常の速度で道路走行できます。

上記条件を満たない場合は、

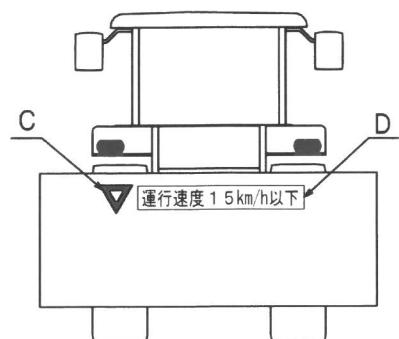
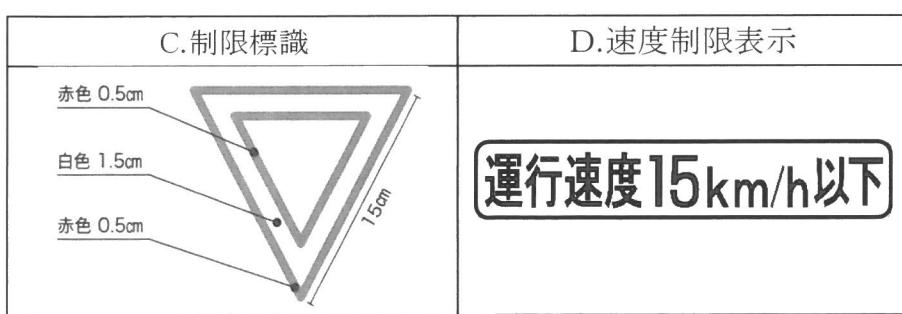
- ・運行速度15km/h以下の道路走行
 - ・道路走行をする際に、Cを作業機に表示、
Dを作業機・運転席に表示
- を行う必要があります。



●装備の取付け位置

- ・C、Dは後方から確認（視認）できる位置に取付けてください。
- ・Dは運転席にも表示する必要があります。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するため

③トラクタの灯火器類（後部反射器、コンビネーションランプ（尾灯・制動灯・方向指示器）、後退灯）の視認性

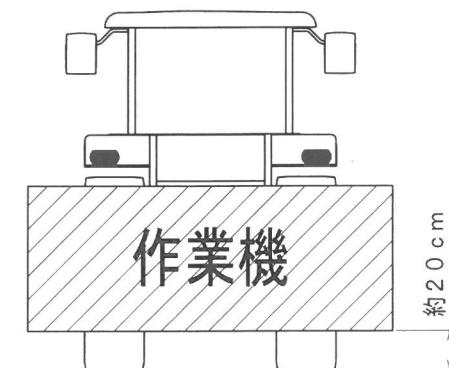
作業機の機体最下部を地面から約20cm上げた状態で後方から確認し、トラクタの灯火器類が視認できる。（※1）

YES

③での追加装備は必要ありません。

NO

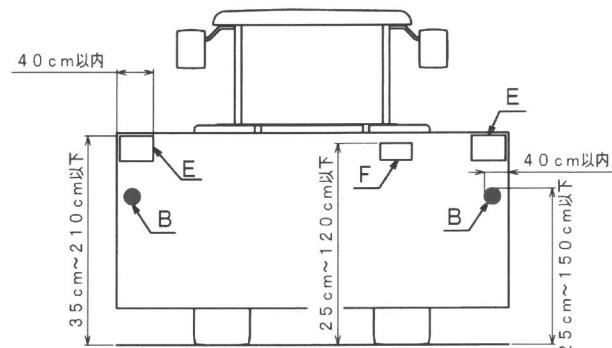
- ・後退灯のみ視認できない場合は可能な限りトラクタ上で移設してください。
- ・視認できない灯火器類は、作業機に取付ける必要があります。
※取付けは販売店にご相談ください。



●装備の取付け位置

- ・各種灯火器類の取付け位置は以下のように定められています。
 - 後部反射器（リフレクター）最外側から40cm以内、高さは地上25cm以上150cm以下
 - 尾灯（テールランプ）最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
 - 制動灯（ブレーキランプ）最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上210cm以下
 - 方向指示器（ウインカー）最外側から40cm以内、高さは地上35cm以上230cm以下
 - 後退灯（バックランプ）高さは可能な限り25cm以上120cm以下
- ・B、Eは後方から確認（視認）できる位置に、上記条件を満たし、可能な限り左右対称になるように取付けてください。
- ・Fは後方から確認（視認）できる位置に、上記条件を満たすように取付けてください。

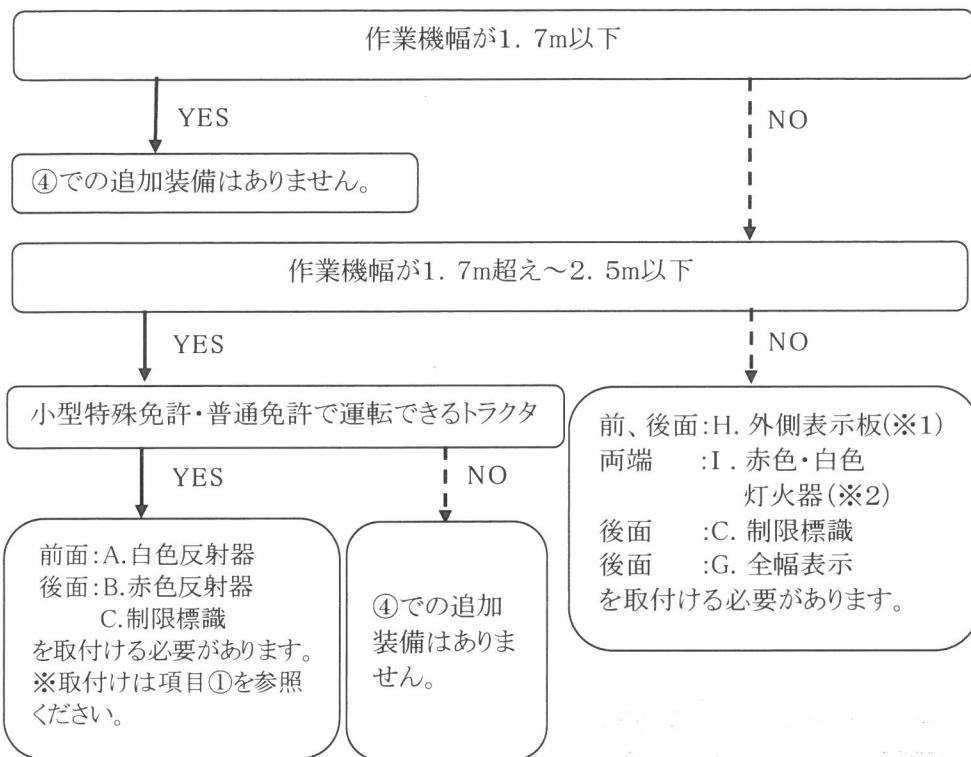
(取付け例)



※1 単体で長さ4.7m以下、全幅1.7m以下、高さ2.0m以下、かつ、最高速度15km/h以下である農耕用トラクタの場合、尾灯・制動灯・後退灯は取付け義務が無いため、装備されていない場合は確認の必要はありません。

⚠ 安全に作業するため

④作業機装着時の全幅



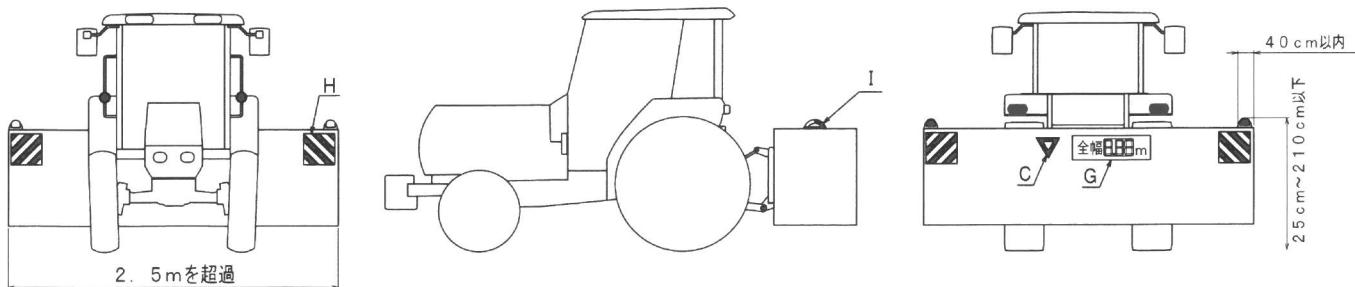
※1 トラクタの灯火器類が作業機の最外側から40cm以上ある場合、反射器が必要になります。しかし、当社の外側表示板は反射材を含んでいるため、反射器は取付け不要です。

※2 トラクタの灯火器類が作業機の最外側から40cm以内の場合、取付け不要です。

●装備の取付け位置

- C、Gは確認（視認）できる位置に取付けてください。
- Hは前後、両端に赤白ラインが「ハの字」になるように取付けてください。
- Iは可能な限り最外側に取付けてください。また、前面が白色、後面が赤色になるようしてください。

(取付け例)



⚠ 安全に作業するため

灯火器類・ステッカー取付け例

			トラクタに作業機装着時の寸法が、全幅2.5m、全高3.8m、全長12m以下の場合
灯火器類の視認性	灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内の場合	(ア)	視認性による取付け部品無し
	トラクタの灯火器類が全て視認できる場合	(イ)	
	作業機の最外側から40cm以上離れている灯火器がある場合	(ウ)	
前照灯 車幅灯 尾灯 後部反射器灯 制動灯 方向指示器	トラクタの灯火器類で視認できないものがある場合	(エ)	例：(ウ)に灯火器類を取付け

灯火器・ステッカー

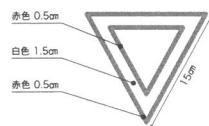
A. 白色反射器



B. 赤色反射器



C. 制限標識



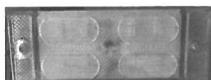
D. 速度制限表示

運行速度15km/h以下

E. コンビネーションランプ



F. 後退灯



G. 全幅表示

全幅8.88m

H. 外側表示板

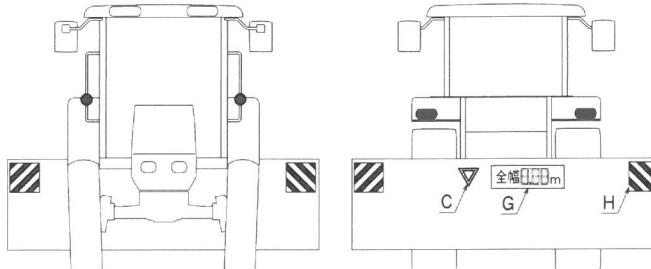
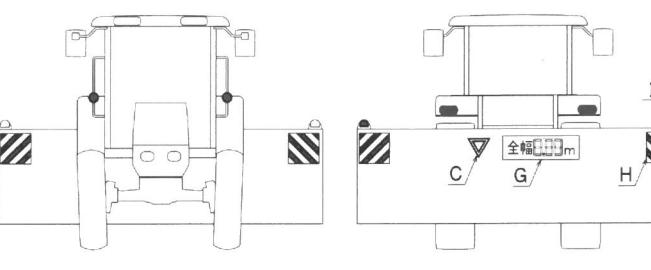
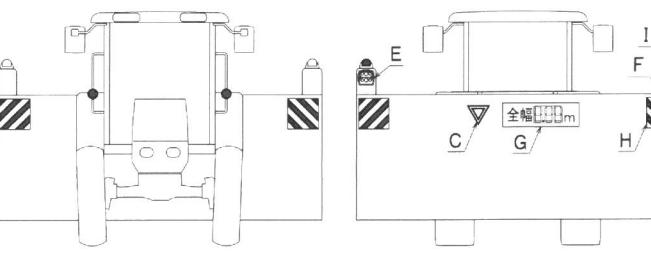


I. 赤色・白色灯火器



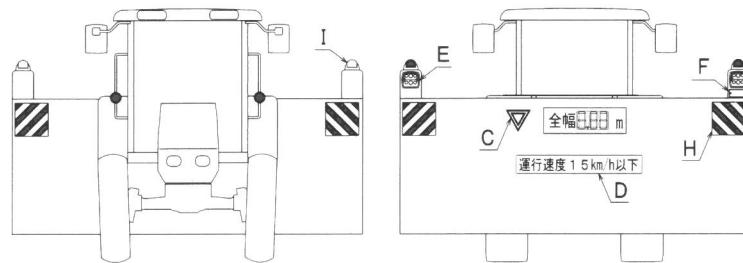
⚠ 安全に作業するため

灯火器類・ステッカー取り付け例

灯火器類の視認性			トラクタに作業機装着時の全幅が2.5mを超過する場合
灯火器類の取付け位置が全て作業機の最外側から40cm以内の場合			(オ)
トラクタの灯火器類が全て視認できる場合			
作業機の最外側から40cm以上離れている灯火器がある場合			(カ)
灯火器類で視認できないものがある場合			
(キ) 例：(カ)に灯火器類を取付け			

※全幅が2.5mを超過する場合は、道路管理者（国道：地方道路局、県道：各都道府県、市道：各市町村）から特殊車両通行許可を得る必要があります。

p. 3「②トラクタの運行速度」を確認後、速度制限表示が必要な場合は取付けてください。
例：(キ)に速度制限表示を追加



●灯火器類取付けの際には、トラクタの操作と連動して点灯することを確認後に公道走行を行ってください。また、灯火器類・ステッカーが汚れたときは視認できるように掃除をしてください。

詳細は日農工「公道走行ガイドブック」(<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>)をご覧ください。その他不明な点は、お買い上げ頂いた販売店にご相談ください。

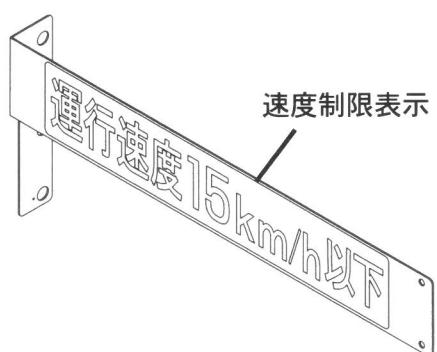
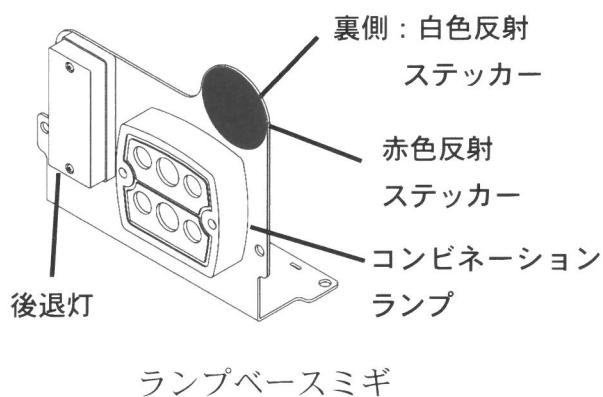
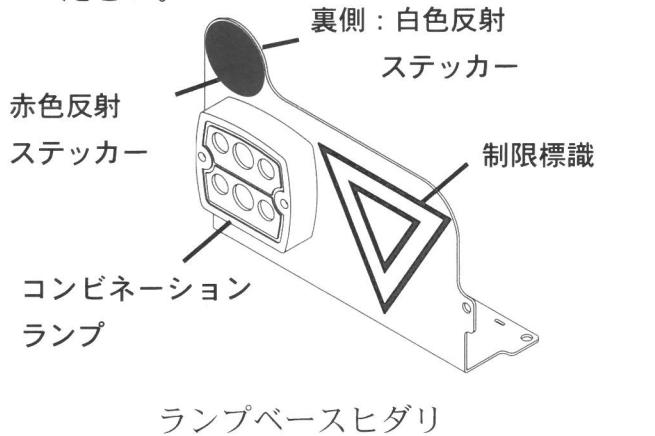
テールランプアタッチの組付け

このたびはテールランプアタッチをお買い上げいただき、ありがとうございました。組付け前には、必ずこの組付要領書をお読みの上、正しく組付けてください。

●開梱されましたら、組付前に部品表の部品が全て含まれているかご確認の上、組付けを行ってください（下記の「左・右側」の表現は進行方向に対してです）。

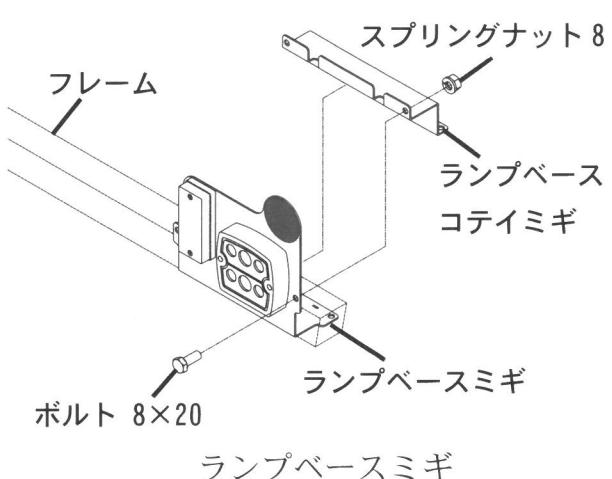
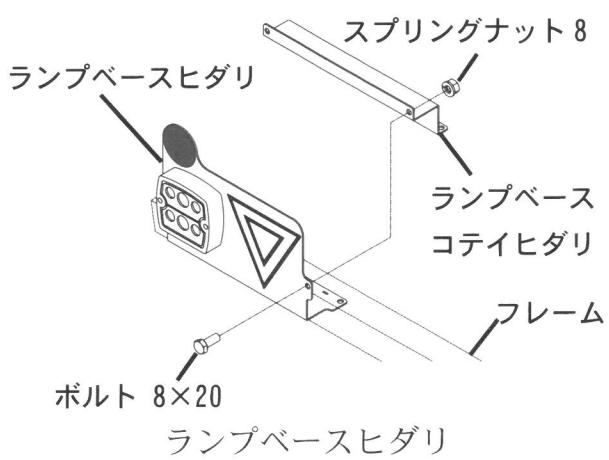
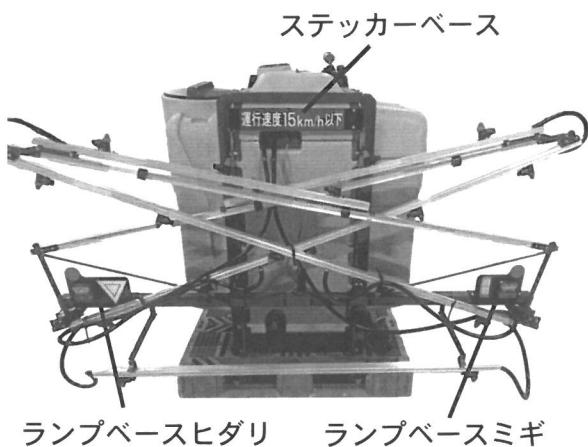
◆組付け手順

- ①下図のようにランプ・ステッカーがベースに取付けられていることを確認してください。



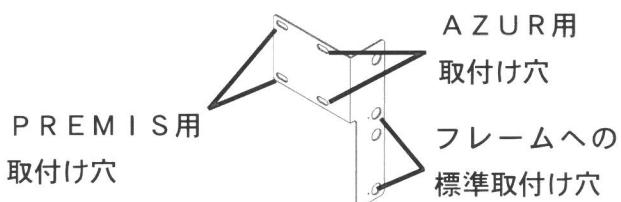
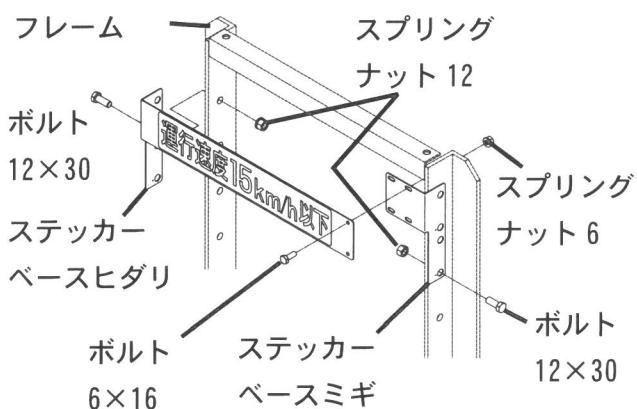
ステッカーベース

- ②ランプベースを作業機本体のフレームに付属のボルト・ナットを使用して取付けてください。



テールランプアタッチの組付け

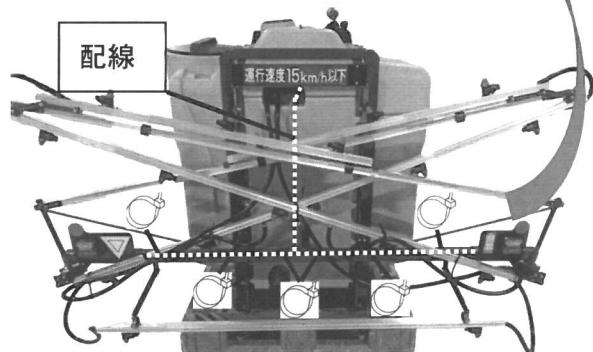
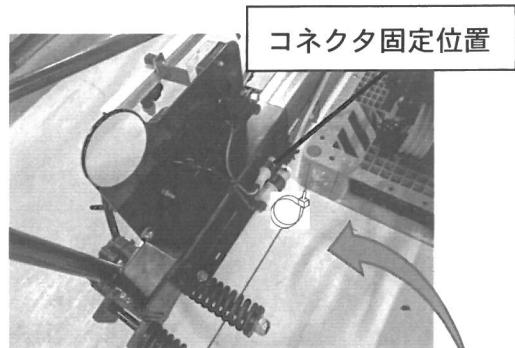
③ステッカーベースをフレームの穴を使用して取付けてください。



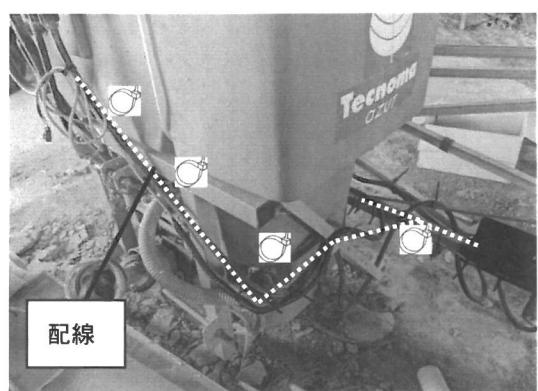
注意

PREMISとAZURでは、フレームの幅が違うためそれぞれの取付け用穴を使用してステッカーベースを取付けてください。ステッカーベースは、ブームの取付け位置に干渉しないようにご注意ください。

④ p. 11 の配線図を参考にハーネスと各ランプのコネクタをそれぞれ接続してください。その後、下図を参考に本機に配線してください。コネクタとハーネスが動かないように、リピートタイで固定してください。



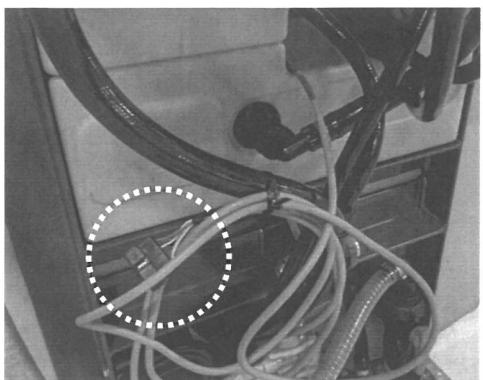
リピートタイ固定位置(PREMIS)



リピートタイ固定位置(AZUR)

テールランプアタッチの組付け

- ⑤ハーネスの8Pコネクタをトラクタの灯火装置用ソケットに接続し、ライトが正常に点灯することを確認してください。



注意

コネクタの形状が異なる場合は、付属の簡易変換ハーネスを使用してください。

- ⑥ブームを開閉・ロアリングを上下に動かして、配線に余裕があるか、擦れたり挟まれたりしていないか十分に確認してください。



警告

コードに傷がつくと正常な点灯が行われず、思わぬ事故をおこす恐れがあります。

- ⑦「ソクド15（トラクタヨウ）」（必要な場合）ステッカーは、トラクタキャビン内の運転席から良く見える場所に貼付けてください。

運行速度15km/h以下

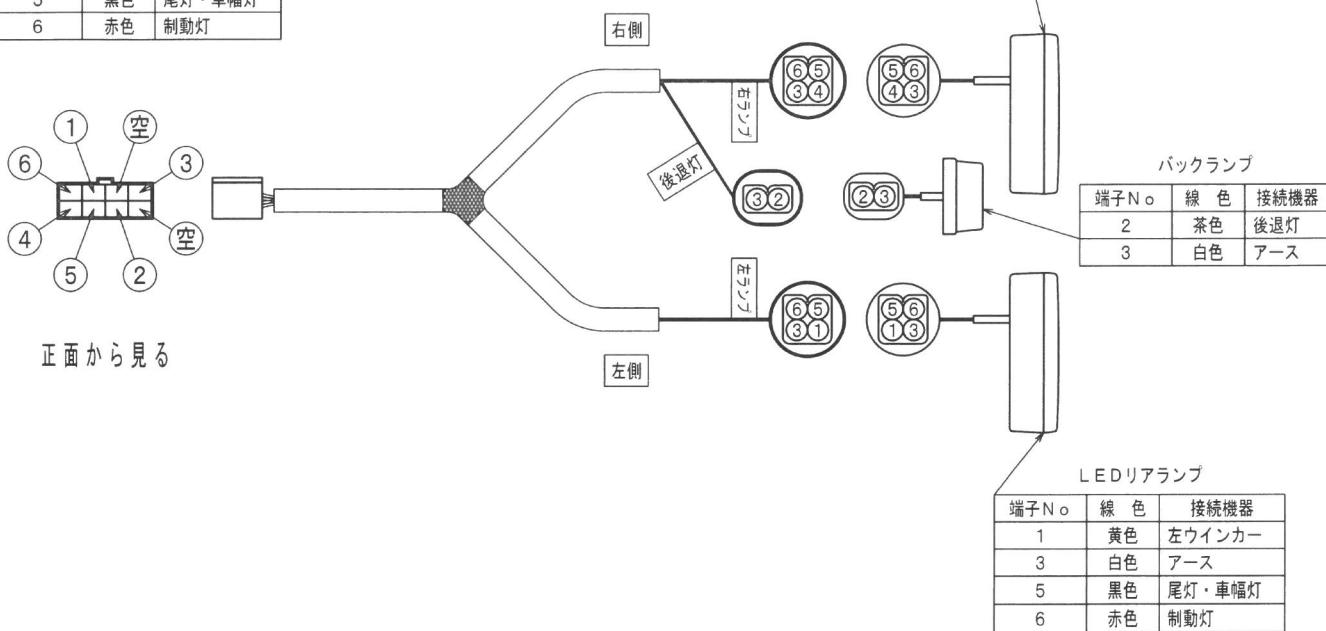
ソクド15（トラクタヨウ）

配線図

1. PREMIS-TL

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯



トラクタの灯火装置用ソケットがDIN規格の場合は、付属の変換ハーネスをご使用ください。

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

端子No	線色	接続機器
1	黄色	左ウインカー
2	茶色	後退灯
3	白色	アース
4	緑色	右ウインカー
5	黒色	尾灯・車幅灯
6	赤色	制動灯

